

教育認定委員会運営規則

(目的)

第1条 本規則は、定款第48条に基づいて設置される教育認定委員会の運営のあり方について詳細を規定する目的で定める。定款第48条第7項に定める細則とは本規則をさす。

(教育認定委員会の開催)

第2条 教育認定委員会は年4回以上開催し、委員長が招集する。委員長が招集業務を遂行できないときは、副委員長が招集する。この招集通知は、開催日の10日前迄に各委員に送達しなければならない。

- 2 教育認定委員である業務執行理事以外の業務執行理事で、本協会の教育事業に携わる業務執行理事がいる場合は、当該の業務執行理事は教育認定委員会に出席して意見を述べることができる。
- 3 教育認定委員会の招集に際しては、委員である業務執行理事は審議すべき事項を箇条書きにして、各委員に提示しなければならない。

(教育認定委員会が行う決定)

第3条 教育認定委員会は次の決定を行うことができる。

- (1) 研修事業について、業務執行理事及び支部長から実施計画案の提出を受けて審査し、実施を決定すること。
- (2) 認定事業について、別に定める関連規則に従って認定事業の質を高める決定を行うこと。
- (3) 学術集会について企画し、理事会にその実施を求めること。
- (4) 本協会が刊行する学術集会誌について投稿要項を設けて論文を募集し、発表論文を選考決定すること。なお、当該論文の作成指導等に関与する者を置く場合は、当該関与者の力量を把握した上で関与を承認すること。
- (5) 本協会の研究助成費交付規程に従って、助成研究を選考し理事会に答申すること。
- (6) 本協会が調査研究を行う場合において、その調査研究計画を業務執行理事とともに作成し、承認すること。
- (7) その他、定款第48条第5項各号に定める事項について、教育認定委員会が議決して決定すべきだと判断した事項を決定すること。

(会議の成立)

第4条 教育認定委員会は過半数の委員の出席をもって成立する。

(議長)

第5条 教育認定委員会の議長は、委員長がこれにあたる。委員長に事故あるときは、副委員長がこれにあたる。

(決議)

第6条 教育認定委員会の決議は、出席委員の過半数の賛成により行う。各委員は、決議すべき事項が予め示された場合には、委員会当日の出席如何に関わらず、書面にて賛否の投票ができる。ただし、この賛否の投票を行った委員の数は、第4条の出席者数には数えない。

(決定における利害関係をもつ状態にある委員の排除)

第7条 教育認定委員会が第3条に定める精神科認定看護師制度、学術集会における発表論文の選定、助成すべき研究の選考を行う際、当該決定と利害関係をもつ状態にある委員は、その決定にかかる決議に加わることができない。

2 前項の当該決定と利害関係をもつ状態にある委員であるとの疑念が呈された場合には、その委員を除く他の出席委員全員の承認がなければ、当該の委員は当該決定に対する議決権を行使できない。

(議事録)

第8条 教育認定委員会の議事については、その決議について議事録を作成する。作成された議事録は、委員長が確認の署名をする。

(議事運営)

第9条 定款及び本規則に定められていない教育認定委員会の運営に関する事項で、決定が必要な事項はその都度会議で決めることができる。

(精神科看護に関する事業の実施者への推奨)

第10条 教育認定委員は、本協会が行う精神科看護に関する事業の遂行者に際し、事業内容の向上を図る上で必要と判断した措置の実施を推奨することができる。

2 教育認定委員が前項の推奨に強制力をもたせたい場合には、直近に開催される教育認定委員会での旨を提案し、委員会の承認を得なければならない。

(改廃)

第11条 本規則の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則 本規則は、一般社団法人日本精神科看護協会の登記の日から施行する。